

北杜市情報公開・個人情報保護審査会会議録

日 時 平成31年2月20日(水) 午前9時30分～

場 所 北杜市役所 西館2階会議室

出席者

委 員 小池光夫、氏原宏幸、細田 浩、浅川治子、柴井英記
事務局 総務部長 丸茂和彦、総務課長 宮川勇人
法制訟務担当 進藤修一、窪田圭司

次第

- 1 開会のことば
- 2 総務部長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 審議
 - (1) 審査請求の概要説明
 - (2) 口頭意見陳述
 - (3) その他
- 5 閉会

公開・非公開の別 非公開

非公開の理由 公正な審査のため、北杜市情報公開・個人情報保護審査会条例第12条の規定により非公開

審議内容

- ◆ 小池会長を議長とし、議事進行を行う。
- ◆ 事務局から審査請求の概要説明を行う。
【審議案件】 北杜市教育委員会が行った平成30年10月17日付け北杜教総第1857号非開示決定に関する処分に対する審査請求
質疑 なし
- ◆ 処分庁から口頭意見陳述を行う。
※ 審査請求人は口頭意見陳述について申立ての意思を示さなかったため、処分庁のみ出席。

質疑

委員 査請求人が、今日、出席しなかった理由はあるか。審査請求をしておきながら、意見を述べなかった理由はあるか。

事務局 審査請求人に対しては、本日の口頭意見陳述のほか、反論書の提出、意見書の提出の機会についても通知したが、いずれも期限までに返答がなく、審査請求書提出後、何ら主張してこない状況である。

推測ではあるが、審査請求人は、開示請求した公文書と同じ文書を保護者から入手しているのではないかと考えている。

委員 保護者に、審査請求人が開示請求した公文書と同じ文書を開示した経緯があるのか。

事務局 審査請求人の開示請求前に、保護者から個人情報の開示請求があり、非開示情報を消したうえで開示している。

委員 審査請求人は、その公文書を見れば、ある程度理解できるということか。

事務局 そう考えられる。

委員 審査請求人は、開示請求した公文書の内容が、被害生徒や保護者が訴えている内容と大きく異なると審査請求書に記載しているが、具体的にどこがどのように違うのかということについて見解を持っているか。指摘はあったか。

事務局 審査請求人とは、やりとりをしていないため、審査請求書で主張している内容しか把握していない。保護者からは、公文書の内容について、子どもが話した内容と違う内容が書かれている、文書の内容がおかしいといった御意見をいただいている。審査請求人は、そのような主張の内容を確認したいのではないか。

委員 保護者が、子どもがこんな事を言っているはずがないという見解と、第三者である審査請求人が保護者の立場に寄り添って意見を主張することは、この案件では区別して考えなければならない。

審査請求書を提出した後、連絡がないということであるが、電話でこういう事情で行けないとか、保護者と相談しているから、自分の主張はそれに尽きるであるとか、事務局へ連絡はないのか。

事務局 審査請求人と直接会った際に、本日の口頭意見陳述の機会があることを申し伝えたが、内容は審査請求書のおりだということで、その段階でも直接出向く考えはないとのことであった。

委員 委員の立場から言うと、審査請求書以外に、何も具体的な主張も弁明もないということになると、審査会で徹底して議論する必要がないように感じる。

会 長 審査請求人が何を求めているか、いまひとつわからない。審査請求人はあくまで第三者である。

委 員 これまでの審査会では、不服申立人が処分庁に対して、いろいろな質問をしながら、議論があった。

委 員 第三者委員会は始まっているのか。

事務局 2回開催された。第三者委員会の委員長から、教育委員会が事務局を担うことは当事者であることから好ましくないという意見があり、現在、総務課が事務局として出席している。教育委員会は、必要に応じて意見を述べる形をとっている。

委 員 この審査会と同じ方式で、教育委員会は、質問があれば、弁明する形になっているということか。

会 長 保護者が、教育委員会の意見を聞いているということか。

事務局 具体的な話までは至っておらず、スケジュールを話し合ったところ。教育委員会が、手続きに沿って選任した委員で始めた状況である。

委 員 保護者が開示請求した公文書は、審査請求人が開示請求した公文書とほぼ同じ内容か。

事務局 そうである。

委 員 審査請求書の内容から、審査請求人と保護者、教育委員会との間で複数回会議をしているようであり、資料の情報はすでに審査請求人に伝わっているようである。

事務局 判例でも指摘されているが、事前にいじめの内容を知っているという点がポイントであり、いじめられた子どもの氏名を非開示としたところで、氏名を知っていれば、その子どもがどういういじめにあっていたのか、日頃どのような生活をしていたのかといった情報がすべてわかってしまうことから全部非開示にせざるを得ない。

委 員 審査請求書の審査請求の理由の一番目に、A中学校で発生しているいじめについて、教育委員会が開示している公文書の内容が、被害生徒や保護者が訴えている内容と大きく異なると記載されているが、保護者には公文書が開示されているということによいか。

事務局 そのとおり。審査請求書の請求の理由に記載されている内容は、審査請求人が保護者から聞いている内容と市が発表している内容にずれがあるため、学校から教育委員会に報告している内容が変わっているのではないかと、という意図で記載していると思われる。

委 員 その公文書が、この文書か。

事務局 そのとおり。

委 員 本来、開示請求では手にすることのできない情報を、審査請求人はす

で取得している可能性があつて、教育委員会にある情報と食い違いがあるということを審査請求の理由としているが、前提理由として、そのようなことが本当にできるのかという点について問われなくてはいけない部分があると思う。抽象的に違うと言っても、どのように違うのか審査会で具体的に発言してもらわないとわからない。

いずれにしても、一般市民がどうして個人情報の書かれた文書を手に入れることができるのか。保護者はあくまで自分の情報であったから手に入れることができるのであつて、区別して考えなければならない。

委員 いじめ問題は解決の方向に向かっているのか。第三者委員会を立ち上げて、保護者と学校が話し合いをしているのか。

事務局 先日、第2回目の第三者委員会が開催されたばかりである。

委員 推測であるが、保護者がいい方向に向かっていないと感じていて、審査請求人が相談を受け、解決に向けて動かなくてはいけないという思いで開示請求をしたのではないか。

委員 審査請求人は、処分庁の処分を正そうとする機会を放棄し、処分の取消しに値するような具体的な事実について何も述べていないので、請求内容について合理的な理由があるとは認められず、処分庁の処分は覆せないのではないか。主張があり、それに相応な点があつて、処分庁の主張はおかしいということになれば、処分庁を問い質したり、主張に沿った証拠を提出するように話すことができる。処分庁の処分を取消し得る程度の合理的な理由がないため、審査請求を棄却することになるのではないか。

会長 審査請求人には、審査会に出席して、しっかりと意見陳述をしていただかないと正確性を欠く。答申内容はどのようにすればよいか。

事務局 委員各位には、全部非開示は妥当であつたとするか、部分開示にするべきであつたとするか、あるいは全部開示にするべきであつたとするか御判断いただきたい。

会長 処分庁が全部非開示にしたことは妥当であると思うがいかがか。

委員 一部開示と判断するためには、具体的な主張があればよいが、何も主張がないので、処分を変更する説得力ある理由が見当たらない。処分庁の処分のとおり、全部非開示が相当であると思う。

会長 委員の意見を集約すると、特定の個人が識別されプライバシーの侵害となること、第三者が開示を求めていることから、答申については、処分庁の全部非開示の判断が妥当であるという内容でよいか。

委員 (全委員が了承)